

よなごの国保

米子市国民健康保険・鳥取県後期高齢者医療制度に加入の方へ

新しい「資格情報のお知らせ」 または「資格確認書」を送付します

米子市国民健康保険または鳥取県後期高齢者医療制度に加入している方で、対象となる方には、新しい「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を7月中に送付します。現在お持ちの書類の有効期限が令和8年7月31日までの方は、8月1日以降、今回お送りする新しい書類をご使用ください。

※マイナ保険証（保険証利用登録済みのマイナンバーカード）の登録状況によって、届く書類が異なります。

※マイナ保険証をお持ちの70歳未満の方には、「資格情報のお知らせ」の毎年の交付は、原則行いません。



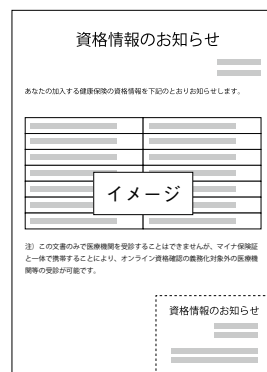
-----（書類の送付対象となる方）-----

「資格情報のお知らせ」を送付します。（75歳～84歳の方は、一定の条件で「資格確認書」の場合もあります。くわしくはP3へ）

▶「資格情報のお知らせ」とは？どんな時に使うの？

ご自身の資格情報（記号番号、負担割合など）を簡易に確認できる書類です。万が一、医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない場合、「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードとともに医療機関等に提示していただくことで、保険診療を受けられます。（マイナポータルの健康保険証資格情報画面や「医療保険の資格情報」のPDFファイルでも代用可能です）

▶サイズ A4（右下点線を切り取ると名刺サイズになります）



資格情報のお知らせ

「資格確認書」を送付します。

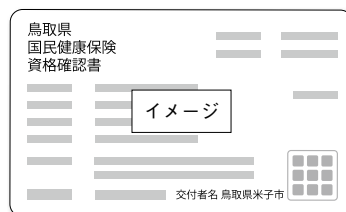
▶「資格確認書」とは？どんな時に使うの？

マイナ保険証をお持ちでない方などに交付される書類です。医療機関等の窓口で提示することで保険診療を受けられます。

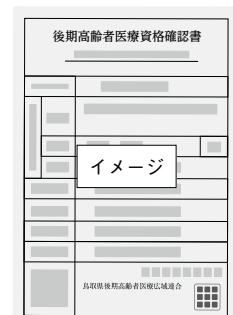
▶サイズ

▷国民健康保険 名刺サイズ

▷後期高齢者医療制度 はがきサイズ



資格確認書（国保）



資格確認書（後期高齢）

マイナ保険証をお持ち
の70歳～84歳の方

マイナ保険証をお持ちで
ない方・85歳以上の方

令和8年7月1日

米子市国民健康保険に加入の方へ

「資格情報のお知らせ」「資格確認書」の有効期限に注意！

マイナ保険証をお使いの70歳以上の方へ

マイナ保険証をお使いの70歳以上の方の「資格情報のお知らせ」は、令和8年7月31日で有効期限が切れます。新しい負担割合が記載された「資格情報のお知らせ」を、7月上旬以降に普通郵便でお送りします。世帯主あてにお送りしますので、届きましたら内容をご確認ください。

▶有効期限

令和9年7月31日

※それまでに75歳になる方は、誕生日の前日です。



マイナ保険証をお使いの70歳未満の方へ

マイナ保険証をお使いの70歳未満の方には、お手持ちの「資格情報のお知らせ」の記載内容に変更がある時のみ、新しい「資格情報のお知らせ」をお送りします。この場合の「資格情報のお知らせ」には原則、

有効期限はなく、毎年の交付はありませんので、大切に保管してください。

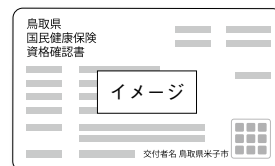
ただし、令和9年7月1日までに70歳になる方は、誕生月の月末（1日生まれの方は前月末）が有効期限となりますのでご注意ください。



マイナ保険証をお持ちでない方へ

マイナ保険証をお持ちでないなどの理由により「資格確認書」をお使いの方の「資格確認書」は、令和8年7月31日で有効期限が切れます。新しい「資格確認書」を、7月上旬に特定記録郵便でお送りします。

世帯主あてにお送りしますので、届きましたら内容をご確認ください。



資格確認書（国保）

▶有効期限

令和9年7月31日

※ただし、次の方は有効期限が異なります。

▷後期高齢者医療制度に移行する方（令和9年7月31日までに75歳になる方）

▷高齢受給者に該当する方（令和9年7月1日までに70歳になる方）

▷学生の届けをされた方で令和9年7月31日までに卒業予定となる方 など

▶注意事項

新しい「資格確認書」は、8月1日から使用してください。

8月1日になりましたら、有効期限が令和8年7月31日となっている古い「資格確認書」は、個人情報からならないように裁断するなどして、確実に処分してください。



健康推進室からのお知らせ

普段の血圧知っていますか？

米子市の特定健診の受診者は、県・国と比較すると受診時に血圧の高い方が多い傾向にあります。高血圧は、脳血管疾患、心疾患を引き起こす原因にもなります。医療機関等で測ると高くなるという方もいます。健康診査を受けるとともに、ご自身の家庭血圧（安静時に家で測定した血圧）も把握しておきましょう。

▶高血圧の基準

	上の血圧	下の血圧
家庭血圧	135mmHg 以上	85mmHg 以上
健康診査等 での血圧	140mmHg 以上	90mmHg 以上

鳥取県後期高齢者医療制度に加入の方へ

今回から「資格確認書」の交付ルールが変わります

後期高齢者医療制度の被保険者の方の「資格確認書」は、令和8年7月31日で有効期限が切れます。これまでは、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、全員に「資格確認書」をお送りしていましたが、マイナ保険証への移行を推進するため、令和8年8月から交付ルールが変わります。

▶マイナ保険証をお持ちの84歳以下の方

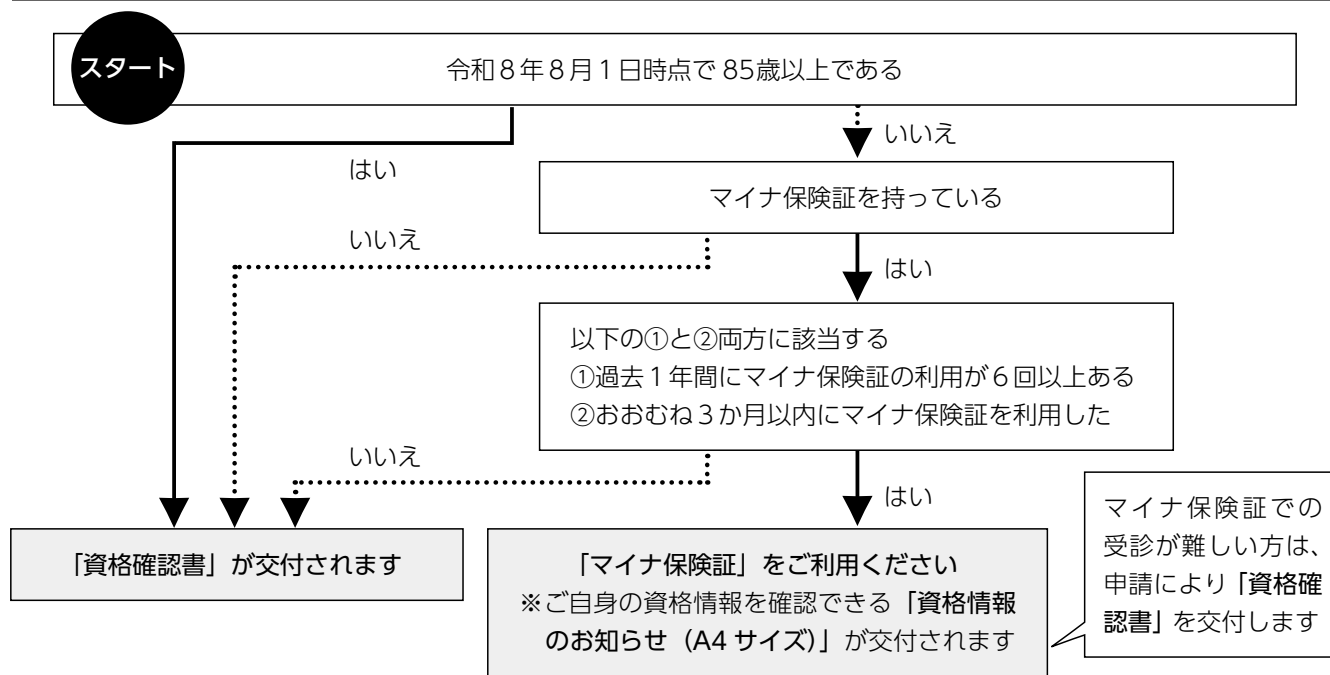
下記フローチャートで一定の条件を満たす方には「資格確認書」は送付されません。マイナ保険証をご利用ください。ご自身の資格情報を確認できる「資格情報のお知らせ」を7月中旬以降にお送りします。

▶マイナ保険証をお持ちでない方や85歳以上の方

これまでどおり、申請なしで「資格確認書」を7月中旬以降にお送りします。新しい「資格確認書」は8月1日から使用してください。

※8月1日になりましたら、有効期限が令和8年7月31日となっている古い「資格確認書」は、個人情報が見つからないように裁断するなどして確実に処分してください。

「資格確認書」の交付対象かチェック！



健康推進室からのお知らせ

健康がい〜な講演会を開催します

参加無料、予約不要です。たくさんの方のご参加をお待ちしています。

- ▶と き 8月4日(火) 午後1時30分～
- ▶ところ 米子市役所本庁舎4階 401会議室
- ▶講 師 のむらニューロスリープクリニック
野村 哲志 先生
- ▶テーマ 「睡眠から考える健康」

後期高齢者の健康診査を実施しています

後期高齢者が健康診査を受けるときに、健診受診券は不要です。

- ▶後期高齢者医療の資格が確認できるものを医療機関に提示してください。
- ▶自己負担金は500円です。
- ▶がん検診（胃がん、大腸がんなど）には昨年と同様に健診受診券が必要です。

米子市国民健康保険・鳥取県後期高齢者医療制度に加入の方へ

令和8年度の保険料の納付が7月から始まります

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、4月1日を基準日として計算し、4月から翌年3月までの1年度分を納付していただきます。納付書や口座振替で納付する方法（普通徴収）と、年金から天引きする方法（特別徴収）がありますので、納入通知書が届きましたら納付方法をご確認ください。

▶保険料を納付書・口座振替により納付される方（普通徴収）

納付書によりお支払いされる方へは、7月中旬に納付書を8期分まとめてお送りしますので、お近くの金融機関、コンビニエンスストア、収納推進課、淀江支所地域生活課の窓口で納めてください。

口座振替をご利用の方は、納期限の日に指定の金融機関の口座から振り替えとなりますので、振替口座をご確認ください。

また、スマホ決済やインターネットを利用したクレジットカード納付（後期高齢者医療保険料を除く）もできます。

※クレジットカード納付では、納付額のほかにクレジットカード納付サイトのシステム利用料が必要です。

▷令和8年度国民健康保険・後期高齢者医療保険料の納期限

1期	7月31日(金)	4期	11月2日(月)	7期	2月1日(月)
2期	8月31日(月)	5期	11月30日(月)	8期	3月1日(月)
3期	9月30日(水)	6期	12月25日(金)		

※納期限内での納付が困難な方は、収納推進課（☎0859-23-5105）へご相談ください。

※国民健康保険料の口座振替は、市役所の窓口で手続きができます。

必要なものは、対象金融機関（山陰合同銀行、鳥取銀行、米子信用金庫、島根銀行、中国労働金庫、中国銀行、ゆうちょ銀行、鳥取西部農業協同組合）のキャッシュカード（手続きができるのは口座名義人の方のみ）と、本人確認書類です。

▶保険料が年金から天引きされる方（特別徴収）

納付月は、年金支給月の4月、6月、8月、10月、12月、2月です。

※特別徴収されていた方でも、本年度中に75歳を迎えられる場合、あるいは要件を満たさなくなった場合は、特別徴収が中止となります。

※保険料の滞納がない方で、特別徴収を中止して、口座振替による納付への変更を希望される方は、口座振替の手続き後、保険年金課または淀江支所地域生活課の窓口で7月31日までに手続きをすると、10月に支給される年金から特別徴収が中止となります。

米子市国民健康保険・後期高齢者医療制度のお問い合わせ先

▶国保の資格確認書や保険料の計算

保険年金課（☎0859-23-5122）

▶国保の高額療養費などの給付

保険年金課（☎0859-23-5126）

▶国保の特定健康診査や人間ドック

保険年金課（☎0859-23-5407）

▶後期高齢者医療制度

保険年金課（☎0859-23-5122）

▶保険料の納付相談

収納推進課（☎0859-23-5105）

▶保険料の口座振替

収納推進課（☎0859-23-5161）

国民健康保険料は安心・便利な口座振替をおすすめしています